

狩野川流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第 1 条 「狩野川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、狩野川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表－１の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各機関からの代理出席を認める。
- 3 必要に応じて、構成員を追加できるものとする。
- 4 協議会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

（協議会の実施事項）

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 狩野川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第 5 条 協議会に承認された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（協議会の成立）

第 6 条 本協議会の成立は別表－１の構成員の 2 分の 1 以上の出席で成立するものとする。

（幹事会）

第 7 条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表－２の職にある者をもって構成する。

（検討会）

第 8 条 幹事会の下に広域的な流域治水検討を行うための検討会を設置できるものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局を、国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所流域治水課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年 8月18日から施行する。
本規約は、令和3年 1月29日に一部を改正する。
本規約は、令和3年 3月25日に一部を改正する。
本規約は、令和3年 6月15日に一部を改正する。
本規約は、令和4年 3月 8日に一部を改正する。
本規約は、令和4年 9月12日に一部を改正する。
本規約は、令和5年 8月 8日に一部を改正する。
本規約は、令和6年 2月28日に一部を改正する。
本規約は、令和7年 月 日に一部を改正する。

別表－１ 狩野川流域治水協議会 構成員

関 係 機 関 名	役 職 名
沼 津 市	市 長
三 島 市	市 長
御 殿 場 市	市 長
裾 野 市	市 長
伊 豆 市	市 長
伊 豆 の 国 市	市 長
函 南 町	町 長
清 水 町	町 長
長 泉 町	町 長
静 岡 県	沼津土木事務所長
静 岡 県	東部農林事務所長
関 東 森 林 管 理 局	伊豆森林管理署長
気 象 庁	静岡地方気象台長
中 部 地 方 整 備 局	沼津河川国道事務所長

狩野川流域治水協議会オブザーバー 構成員

- ・ 農林水産省 関東農政局
- ・ 静岡県経済産業部農地局
- ・ 静岡県経済産業部森林・林業局
- ・ 静岡県交通基盤部河川砂防局
- ・ 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 静岡水源林整備事務所
- ・ 国土交通省 中部地方整備局 建政部・河川部
- ・ 一般社団法人 沼津建設業協会
- ・ 一般社団法人 三島建設業協会
- ・ 一般社団法人 静岡県建設コンサルタント協会
- ・ 東海旅客鉄道株式会社静岡支社施設部

別表－２ 狩野川流域治水協議会 幹事会 構成員

関 係 機 関 名	役 職 名
沼津市 危機管理課	課 長
沼津市 河川課	課 長
三島市 危機管理課	課 長
三島市 土木課	課 長
御殿場市 危機管理課	課 長
御殿場市 管理維持課	課 長
裾野市 危機管理課	課 長
裾野市 建設課	課 長
伊豆市 危機管理課	課 長
伊豆市 用地管理課	課 長
伊豆の国市 危機管理課	課 長
伊豆の国市 建設課	課 長
函南町 総務地域安全課	課 長
函南町 建設課	課 長
清水町 くらし安全課	課 長
清水町 建設課	課 長
長泉町 地域防災課	課 長
長泉町 建設計画課	課 長
静岡県 沼津土木事務所 企画検査課	課 長
静岡県 東部農林事務所 農村整備計画課	課 長
静岡県 東部農林事務所 治山課	課 長
関東森林管理局 伊豆森林管理署	次 長
気象庁 静岡地方气象台	防災管理官
中部地方整備局 沼津河川国道事務所 流域治水課	課 長